

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会 認定医・指導医更新について

認定医制度 更新要綱 認定医制度の単位制（5年ごとに更新とする。）

継続申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 指導医は更新時 100 単位
2. 認定医は 50 単位
3. 本要綱の他関連学会とは、日本口腔外科学会、日本歯科麻酔学会、日本口腔科学会、 等

第2条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会雑誌論文掲載「有病者歯科医療」
 - (1) 筆 頭 40 単位
 - (2) 共著者 20 単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆 頭 10 単位
 - (2) 共著者 5 単位

なお、関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、認定委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第3条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会
 - (1) 筆 頭 20 単位
 - (2) 共著者 10 単位
2. 他関連学会
 - (1) 総会に伴う学術大会
 - ①筆 頭 5 単位
 - ②共著者 3 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会
 - ①筆 頭 3 単位
 - ②共著者 1 単位

第4条 学術大会出席

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会 20 単位
2. 他関連学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 5 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 3 単位

第5条 研修会

日本有病者歯科医療学会主催の研修会（教育研修会・学術セミナー・BLS 含）については下記の単位とする。

- (1) 1 日開催 20 単位
- (2) 半日開催 10 単位

- 付則
1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。
 2. 1 日開催との基準は 10:00～16:00 までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。
 3. 連続して 2 日間に渡り開催された場合には、時間を問わず 2 日開催とする。

* なお、更新に際しまして更新申請書とともに学術大会、セミナー等参加を証明できる書類の提出が義務とされますので、学会参加証等は破棄せずご自身で保管していただきますようお願い申し上げます。